

参考資料3

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等 被害救済制度における救済給付の額の改定について

救済制度における給付金額について、平成23年4月1日より下記のとおり改定された。なお、葬祭料は改定なし。

	改正前 (H23.3.31 以前)	改正後 (H23.4.1 以降)
・ 医療手当		
通院3日以上	月額35,800円	→ 月額35,700円
通院3日未満	月額33,800円	→ 月額33,700円
入院8日以上	月額35,800円	→ 月額35,700円
入院8日未満	月額33,800円	→ 月額33,700円
入院と通院がある場合	月額35,800円	→ 月額35,700円
・ 障害年金		
1級	2,720,400円	→ 2,709,600円 (月額226,700円 → 月額225,800円)
2級	2,175,600円	→ 2,167,200円 (月額181,300円 → 月額180,600円)
・ 障害児養育年金		
1級	850,800円	→ 847,200円 (月額70,900円 → 月額70,600円)
2級	680,400円	→ 678,000円 (月額56,700円 → 月額56,500円)
・ 遺族年金	2,378,400円	→ 2,370,000円 (月額198,200円 → 月額197,500円)
・ 遺族一時金	7,135,200円	→ 7,110,000円

※ 葬祭料は改定無し(201,000円)

天

薬食総発0401第1号

平成23年4月1日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の制定について

本日、平成23年政令第69号をもって標記政令が公布されたところである。その主な改正内容は下記のとおりであるので、貴職におかれても御了知の上、事務に遺漏なきよう取り図られたい。

記

1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、月額35,800円から35,700円に、月額33,800円から33,700円に引き下げる。こと。（第5条関係）
- (2) 機構が支給する障害年金の額を、障害の程度に応じ、2,720,400円から2,709,600円に、2,175,600円から2,167,200円に引き下げる。こと。（第7条関係）
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、850,800円から847,200円に、680,400円から678,000

円に引き下げること。(第9条関係)

(4) 機構が支給する遺族年金の額を、2,378,400円から2,370,000円に引き下げること。(第10条関係)

(5) 機構が支給する遺族一時金の額を、7,135,200円から7,110,000円に引き下げること。(第11条関係)

2 施行

(1) この政令は、平成23年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 平成23年3月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月31日以前に生じた支給事由に係る遺族一時金の額については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)



独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第六十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十二年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正)
 第一条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成十六年政令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第二号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同項第三号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同条第一項中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十二万四千円」を「二百七十万九千六百円」に改め、同項第二号中「二百十七万五千六百円」を「二百十六万七千二百円」に改める。
 第九条第一項第一号中「八十五万八千円」を「八十四万七千二百円」に改め、同項第二号中「六十八万四千円」を「六十七万八千円」に改める。
 第十条第五項中「二百三十七万八千四百円」を「二百三十七万七千円」に改める。
 第十一条第二項第一号中「七百十三万五千二百円」を「七百十一万円」に改める。

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部改正)
 第二条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令(平成二十一年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第二号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同項第三号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同条第二項中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改める。

第四条第二項第一号中「八十五万八千円」を「八十四万七千二百円」に改め、同項第二号中「六十八万四千円」を「六十七万八千円」に改める。
 第五条第二項第一号中「二百七十二万四千円」を「二百七十万九千六百円」に改め、同項第二号中「二百十七万五千六百円」を「二百十六万七千二百円」に改める。
 第八条第五項中「二百三十七万八千四百円」を「二百三十七万七千円」に改める。
 第十条第三項第一号中「七百十三万五千二百円」を「七百十一万円」に改める。

附則

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
 第二条 平成二十三年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

平成二十三年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による医療手当、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
 内閣総理大臣 菅 直人